

氏名：中野 正剛 議員

項目：彦根愛知犬上広域行政組合のフラフを使ったRPFの引受業者について

**Q 1：この各3社の引取り量はいくらなのか**

A 1：組合が生成する、1日当たり約86トンのフラフにつきましては、塩素濃度を0.3%以下にすれば、株式会社カンポにおいて全量を有価で買い取っていただけることを確認しております。

一方で、そのフラフを原料に製造されるRPF燃料について、株式会社カンポが各販売先へ1日当たりどの程度の量を納品する予定であるかについては、現時点では把握しておりません。

しかしながら、これまでの株式会社カンポとの協議の中では、各社への納品量は、需要動向等により時期によって一定の変動が生じる可能性があるとの説明を受けております。

なお、議員ご質問の具体的な各社の引取り量につきましては、循環型社会形成推進交付金の交付要件の一つである、当組合を含む関係事業者間の燃料供給および利用に関する協定書の締結に際し、明確に整理する予定としておりました。

**Q 2：鳥取県の製紙会社が引き受けを拒否した理由は何か**

A 2：株式会社カンポからの報告によりますと、当組合の一般廃棄物由来のフラフを原料として製造されたRPF燃料を使用した場合、ボイラー設備に故障が生じるリスクを懸念され、当該RPF燃料の受入れについて慎重な姿勢を示されたと伺っております。

**Q 3：県内で引き受ける事業者が1社もなかつた理由は何か**

A 3：これまでの当組合の調査におきましては、県内の事業者の多くが、温室効果ガスの排出が少なく、かつ運用面でも扱いやすい都市ガスへの燃料転換を進めておられる状況であり、県内でRPF燃料を使用可能なボイラー設備を有する事業者は、現時点で1社しか確認できておりません。

このような状況により、結果として、県内においてRPF燃料を引き受ける事業者がなかつたものと考えております。

**Q 4：他の自治体が同じ好気性発酵乾燥方式をとった場合、彦根愛知犬上広域行政組合のフラフは継続して引き受けてもらえるのか**

A 4：廃棄物処理施設は最低でも20年以上、通常は30年程度の供用が見込まれることから、議員ご指摘のとおり、好気性発酵乾燥方式の施設を整備する場合には、フラフの受入先についても長期的な視点で確保しておく必要があります。

この点を踏まえ、今回の意向調査において株式会社カンポへの聞き取りを行いましたところ、当初は10年間の契約期間を想定し、その後、再契約を行うことも視野に入れているとの回答がありました。

したがいまして、当組合としましては、10年間の契約期間終了後も長期的に受入れを確保するためには、燃料原料としての品質を維持するとともに、品質向上に努める必要がございます。

#### 項目：粉体選別後のフラフの売価および処理費用は

##### **Q 5 : 塩素濃度 0.3%以下のフラフは1日どれくらい出来るのか**

A 5 : 株式会社アンビエンタからの報告によりますと、同社が実施した実験の結果、塩素濃度 0.3%以下のフラフは、生成されるフラフ全体のうち、おおむね半数強を占めるということです。

この実験結果を参考に、当組合における塩素濃度 0.3%以下のフラフの量を試算いたしますと、1日あたりおよそ 50 トン程度になると想定されます。

候補者の人選の方向性といたしましては、今回の検討会議が廃棄物処理施設の整備費および運営費をいかに削減するかを目的としていることから、廃棄物処理技術に精通した方、施設整備の実務経験を有する方、公共施設のマネジメントに詳しい方にご協力をお願いしたいと考えているところです。

##### **Q 6 : いくらで買ってもらえるのか**

A 6 : フラフの購入を希望されている株式会社カンポの買取単価につきましては、同社の企業活動に支障をきたすことがありますことから、第三者へ情報提供しないことを前提にご回答いただいております。

そのため、具体的な数値をお示しすることはできませんので、ご理解をお願いいたします。

##### **Q 7 : 粉体選別で塩ビを除去できない塩素濃度が 0.3%を超える 30 ミリ以下のフラフが約半分作られ、それをごみとして処分することになりますが、処分費用は月どれくらいになるのか**

A 7 : 先ほどお答えしましたとおり、株式会社アンビエンタの実験結果を参考に、当組合のフラフの量を試算いたしますと、塩素濃度 0.3%以下のフラフは、1日あたりおよそ 50 トン程度生成されると想定されます。

一方、塩素濃度 0.3%を超える残りの約 36 トンのフラフについて、当組合で仮に民間

業者に処分を委託した場合、年間でおおよそ 4 億 5,000 万円、ひと月あたり約 3,750 万円の処分費用が、施設の運営費用に加えて必要になると見込まれます。

**Q 8 : フラフの大きさが 30 ミリ以上のフラフから 0.3% 以下の塩素濃度のフラフをつくる過程においても塩化ビニルが分別され取り除かれますが、月にどれくらいの量になると予想されるのか**

A 8 : 今回の調査において、株式会社アンビエンタからご提案いただいた塩素濃度改善策につきましては、塩素濃度 0.3% 以下のフラフを生成する過程で取り除かれる塩ビの量について、物質収支の資料までご提出いただいておりませんので、現時点では正確な数値を把握しておりません。

しかしながら、組合において、前回調査での塩素濃度 0.6% のフラフ生成時の物質収支を参考に試算いたしますと、取り除かれる塩ビの量は、年間でおおよそ 836 トン、ひと月あたり約 70 トンになると想定されます。

**Q 9 : 塩化ビニルの塩素含有量は 57% です。当然、通常のごみとしては排出できないと思いますが、このフラフ製造過程で除かれた塩化ビニルの処分費用は月にどれくらいになるのか**

A 9 : 塩素濃度 0.3% 以下のフラフの生成過程で取り除かれた塩ビにつきましては、先ほどお答えしましたとおり、年間でおおよそ 836 トン、ひと月あたり約 70 トンと想定されます。

この量を民間業者で処分した場合、処分費用は年間でおおよそ 4,000 万円、ひと月あたり約 330 万円が必要になると見込まれます。